

# 令和6年度外国人市民等支援本部の基本方針

令和6年3月25日決定

## 1 基本方針の骨子

令和6年度における一関市外国人市民等支援本部の基本方針の骨子は、次のとおりである。  
なお、基本方針骨子のうち、令和5年度内に取組が可能なもの及び早急に実施する必要のあるものについては、必要な予算を措置した上で実施するものとする。

- (1) 特定技能や技能実習の送出し国の機関（大学や地方行政機関）の招へいと協定等締結及び締結後の事業の実施の検討
- (2) 令和6年に技能実習制度が廃止され、創設が予定されている在留資格「(仮称) 育成就労制度」について速やかに対応
- (3) 国際交流や多文化共生の取組を支援するため、団体等が行う事業に対して補助
- (4) 市職員が積極的に相談に応じるスキルの習得
- (5) スマホ社会への対応、DX推進、AI技術を利用した利便性が高く、効率性に優れたサービスの提供
- (6) 企業の成長と競争力強化を図るため、社員寮（外国人就労者を含む。）の整備を支援
- (7) 若者の地元定着を図るため、学校法人や事業者等が行う学生寮（外国人留学生を含む。）の整備を支援
- (8) 外国人就労者と市長との懇談会を新たに開催
- (9) 外国人就労者の地域交流を促進するため、交流促進の機会を提供する企業に対し奨励金を新たに交付
- (10) 外国人就労者が働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業が実施する職場定着の取組や研修会等に要する経費に対し補助
- (11) サービス業、小売業の事業所に国際化推進員を派遣し外国人対応をアドバイスする事業を創設

## 2 ベトナム訪問視察のまとめに基づく基本方針

- (1) 日本はまだまだ人気のある実習先であり、今後ベトナム人材の受入人数の拡大は可能である。

### 【基本方針】

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書（令和5年11月30日。以下「最終報告」という。）では、

- ・技能実習制度と特定技能制度を見直すに当たっては、「外国人の人権保護」「外国人のキャリアアップ」「安全安心・共生社会」に重点を置く。
- ・新制度では、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設

- ・基本的に3年間の育成期間で特定技能1号の水準の人材に育成
- ・特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続
- ・転籍については、「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大、明確化し、手続きを柔軟化

・計画的な人材育成などの観点から、一定要件「同一機関での就労が1年超」「技能検定試験基礎級など・日本語能力A1相当以上の試験合格」「転籍先機関の適正性(転籍者数など)」を設け、同一業務区分に限ることなどを条件に本人の意向による転籍も可能とされた。

政府は、最終報告書を踏まえて、2024年の通常国会に関連法案の提出を目指している。また、この制度見直しを通じて、日本が魅力ある働き先として外国人に選ばれる国になるよう、関係省庁とも協議しながら速やかに検討を進めていきたいとしている。

一関市としては、できるだけ早い時期に商工会議所、RIPと共催して、市内事業所向けの勉強会を企画し、各事業所が新制度への対応を遅滞なく整えるよう支援したい。(商工労働部)

- (2) 技能実習生として日本に来る若者は、派遣前に100万円近い手数料を負担(借金)し、来日しているので、その負担に対する手当が大切。

【基本方針】

最終報告書では、次のとおり示されており、まずは政府において検討がなされ二国間取決めに伴う仕組みづくりが行われる。(商工労働部)

- ・政府は、送出国政府との間での二国間取決め(MOC)を新たに作成し、これにより、不当に高額な手数料等の徴収、監理団体・受入れ機関への供応やキックバック等を行う送出機関の取締りを強化するなどして、悪質な送出機関の排除の実効性を高める。
- ・政府は、外国人が送出機関に支払う手数料等が不当に高額とならないようにするとともに当該手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担の軽減を図る。

- (3) 技能実習生は、農村部の貧しい家庭の出身が多く、生活文化の違う日本で寂しい思いをしているので、企業や社会で交流することにより相互理解することが大切。

【基本方針】

これまで外国人との交流事業は国際交流協会などで実施してきたところであるが、令和6年度に一関市国際交流活動支援補助金を創設し、市民団体等が実施する国際交流、多文化共生の取組の充実を図る。(まちづくり推進部)

これらイベントや研修会の周知は、まちづくり推進部と商工労働部が連携し、外国人材を採用している企業に周知を図る。

- (4) 技能実習生の選択は賃金が最優先。賃金に関わることは市の単独では解決が難しいが、厚生や労働環境で支援していく工夫が必要。

【基本方針】

- ・外国人就労者の地域交流を促進するため、交流促進の機会を提供する企業に対し奨励金を交付する**外国人就労者地域交流促進事業**を創設する。(商工労働部)
- ・来日してから間もない市内企業で働いている**外国人就労者と市長との懇談会**を開催し、外国人の現状や困りごとなど、自由に意見交換する機会を創設する。(商工労働部)
- ・外国人就労者の働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業が実施する研修会等に要する経費に対して補助する**外国人市民等にやさしい職場環境づくり支援事業費補助金**を制度化する。(商工労働部)

(5) 日本語の習得が難しいと感じられており、受入企業や公的な日本語教育の支援は有効。

【基本方針】

当市における日本語教室は、国際交流協会で開催しているほか、NPOや地域協働体で実施している。市では令和6年度に一関市国際交流活動支援補助金を創設し、これらの**市民団体等が実施する日本語教室などの開催経費に対して補助**する。(まちづくり推進部)

また、令和6年度に**外国人就労者地域交流促進奨励金**を創設し、事業所が就労外国人を日本語教室などに参加させる経費に対して新たに支援する。(商工労働部)

これらの取組は、**まちづくり推進部と商工労働部が連携しこれらさらなる周知**を図る。(まちづくり推進部、商工労働部)

また、**日本語学校の誘致**を進めるため、学校跡地の情報提供や設置に係る支援を行う。(市長公室、商工労働部)

なお、最終報告書では、

- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の施行状況を踏まえつつ、同法の仕組み(認定日本語教育機関や登録日本語教員)を活用し、外国人に対する日本語教育の質の向上を図る。
- ・また、政府は、外国人に十分な日本語能力試験等の受験機会を確保するなどの方策を検討する。

とされ、中間報告書から後退した提言となっているが、日本語の習得がキャリアアップの重要なステップとして位置付けられている。

(6) 連携協定や友好関係覚書という方法を使っていくことが、一関市が働き先として外国人に選ばれるインセンティブには有効な手段の一つ。

【基本方針】

ベトナム国は、南北に長い国土を有し、文化や風習、経済状況も違っていることから、**北部、中部、南部での連携**を図っていく。

- ・北部においては、**ハノイ電機短期大学**と一関市、一関工業高等専門学校、一関商工会議所の4者協定を令和5年10月に締結した。(商工労働部)

- ・同じく北部で、一関市に本社を置く株式会社アーアル研究所のベトナム工場が立地しているホアビン市と友好関係覚書を令和6年1月のベトナム訪問時に取交しを行った。(商工労働部)
- ・中部においては、一関市内の会社経営者の紹介により、令和6年1月に表敬訪問したビンディン省(クイニョン市)との友好関係の確立を目指す。(商工労働部)
- ・南部においては、日越教育交流事業としてベトナムの学生を一関市に招聘し、教育交流事業の経験者が在ベトナム藤沢会を組織し、現在120人を超える会員が南部ホーチミン市を中心に活躍している。今後においても在ベトナム藤沢会との連携、情報共有を図っていく。(まちづくり推進部)
- ・令和6年度においては、相互理解の促進のため、ハノイ電機短期大学、ホアビン市人民委員会、ビンディン省(クイニョン市)人民委員会を一関市に招へいし、企業等の視察や意見交換を企画する。(商工労働部)
- ・在ベトナム藤沢会の学生を招へいする日越教育交流事業を引き続き実施する。(まちづくり推進部)
- ・企業の成長と競争力強化を図るため、社員寮(外国人就労者の入居を含む。)の整備費用を補助する制度を創設する。(商工労働部)
- ・若者の地元定着を図るため、学校法人や事業者等が行う学生寮(外国人留学生を含む。)の整備費用を補助する制度を創設する。(教育委員会)

### 3 外国人の日常生活に関わる17の課題提起と基本方針

番号	所掌事務	17の課題提起
(1)	受入環境の改善	<p>① 住まいに関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅及び公営住宅において、外国籍であることによる入居の制限等はない。</li> <li>・技能実習生に関しては、事業主が用意し家賃を天引きしているのが実態である。</li> <li>・民間賃貸住宅において、外国籍の方への貸し渋りがあることを聞く。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業の持続的発展や事業拡大の取組(外国人雇用の拡大を含む。)を支援するため、令和6年度に新たに社員寮整備事業費補助金を創設する。(商工労働部)</li> <li>・通学が困難な学生居住場所を確保し、教育環境の充実(外国人留学生を含む。)を図るため、令和6年度に新たに学生寮整備事業費補助金を創設する。(教育委員会)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍を理由に入居を拒否することは違法であることから、宅建業者、不動産業者に対して周知、啓発を図った。(建設部)</li> <li>・外国人の市営住宅への入居に関し、連帯保証人を付すことが難しい人が多いことが見込まれることから、保証人の要件を緩和できるか検討する。(建設部)</li> </ul>
		<p>② 外国人市民から意見を聴く機会に関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在住外国人を含む市民対象の多文化共生ワークショップ等の開催に併せて、事業内容や一関市に対する意見等のアンケートを実施している。</li> <li>・そのほか、外国人市民等に特化して市が意見を聴く機会は設けていない。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流イベントや多文化共生ワークショップの開催に合わせて、今後においてもアンケート調査を実施していく。(まちづくり推進部)</li> <li>・外国籍の方が就労している市内事業所を対象に企業訪問し、事業主、就労外国人との懇談を令和5年度から開始した。(商工労働部)</li> <li>・来日してから間もない市内企業で働いている外国人就労者と市長との懇談会を開催し、外国人の現状や困りごとなど、自由に意見交換する機会を創設する。(商工労働部)</li> </ul>

<p>(2) 日常生活の支援</p>	<p>③ 病気やけがをした場合の対応に関すること          ④ 結婚支援、離婚手続き支援、虐待行為の相談に関すること          ⑥ 母国語での翻訳された情報（市役所、税務署、社会保険事務所、その他の公的機関）の提供に関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母国語での翻訳された市役所の情報提供は行っていない</li> <li>・一関市国際交流協会にて、市広報の一部抜粋を、やさしい日本語・英語・中国語に翻訳してホームページに掲載している。</li> <li>・医療機関については、いわて医療ネットでは、対応言語から医療機関を検索・表示できることから、市ホームページでリンクを掲載した。</li> <li>・母子健康手帳内には、「指さし受診対話集」のページがあり、病院受診時等で活用している。</li> <li>・多言語 119 番通報通訳業務委託により、119 番 3 者通話業務、救急隊員通話業務及び一般消防業務対応通訳支援業務を委託契約し、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人の通訳を行い、各種事案に対応できるようにしている。</li> <li>・多言語音声翻訳アプリ 救急ボイストラを活用し、スマートフォンの音声と画面の文字により、外国人傷病者とコミュニケーションを図り、救急業務の円滑化を図っている。</li> <li>・結婚支援、離婚手続き支援、虐待行為の相談に関して、外国人市民等についても対象者であり相談に応じるが、その実績がない。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民等が日常使用している情報源は、スマートフォンであると考えられ、スマホを駆使して情報収集や情報交換をしていると考えられる。</li> <li>・日常生活に欠かせない情報については、生成 AI 技術を利用し、問い合わせと回答を日本語のみならず多言語で行うことができるチャットボットを導入した。（市長公室）</li> <li>・ホームページの膨大な情報の中から検索することは難しいことから、外国人市民等に必要と思われる情報は、外国人市民等支援本部のページに集約し、やさしい日本語で作成するとともに市以外の関係機関とのリンクを令和 5 年度に設定した。（外国人市民等支援本部事務局）</li> </ul>
--------------------	--

		<p>⑤ 子どもの教育（特に母国語を教えてくれるところがない）に関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校では外国籍児童生徒を受け入れており、県の加配措置を活用し日本語教育担当の教員を2名配置するなどして日本の教育を提供している。</li> <li>・母国語を教える取組は、市では把握していない。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍児童生徒の日本語能力の実態に合わせ、日本語指導や授業指導などできるだけきめ細かに対応していく。その際、県加配以外にも支援できる人材を確保する。保護者のニーズを把握しながら対応の具体を検討していく。（教育部）</li> <li>・外国人市民等に対して母国語を教える取組は、基本的には保護者の責任において行うべきものであるが、外国人市民等のコミュニティづくりを支援することが母国語の習得に役立つと考えられる。（まちづくり推進部）</li> </ul>
		<p>⑦ ごみ出し等に関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「英語版ごみ分別アプリ」でのごみ分別方法、排出方法、収集日を周知している。</li> <li>・ホームページ、ごみ収集カレンダー、広域組合広報誌くらしの情報、生活環境課及び市民福祉課窓口備付チラシで「英語版ごみ分別アプリ」の登録について案内周知をしている。</li> <li>・広域組合清掃センターには、外国人市民等からの改善要望等は届いていない。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出し等による近所のトラブルが顕在化し始めていることから、監理団体や事業主と連携して市がごみ出しに関する説明会や指導を行うことを明確に示しておくことが必要であり、住民の不安を払拭することにつながることから関係者と連携した取組を進める。（商工労働部・市民環境部）</li> <li>・ごみ出しに限らず、日常生活に欠かせない情報については、ホームページの膨大な情報の中から検索することは難しいことから、生成AI技術を利用したチャットボットを導入した。（市長公室）</li> </ul>

		<p>⑧ 食料や日用品（母国の用品、調味料、レストランなど）に関すること。</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民に向けた店舗一覧や買い物支援ガイド等のまとめたものはない。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な需要が発生し、継続的に採算ベースに乗せる営業活動が必要となるが、外国人市民等のコミュニティづくり、外国の都市との連携協定の締結による食文化紹介などを通じて、市民への普及啓発を図っていく必要がある。（外国人市民等支援本部事務局）</li> </ul>
		<p>⑨ 自動車運転免許の取得に関すること。</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民を含め特に相談や支援は行っていない。</li> <li>・自動車運転免許の取得に関しては、岩手県公安委員会が所管する事務となっている。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民等に必要と思われる情報は、外国人市民等支援本部のページに集約し、やさしい日本語で作成するとともに市以外の関係機関とのリンクを令和5年度に設定したほか、外国人対応の職員スキルの向上を図っている。（外国人市民等支援本部事務局）</li> <li>・岩手県において、当市の外国人市民等支援本部と同様の取組の実施について検討を始めており、県に対して広域的な外国人県民の支援を行うよう要望する。（外国人市民等支援本部事務局）</li> </ul>



<p>(3) 外国人市民等とのコミュニケーションの支援</p>		<p>⑩ 母国語で相談できる市の窓口に関すること（月に何回とか）</p> <p>⑪ 母国語による行政相談窓口（ビザ関係）</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市では外国人専用の相談窓口は設置していない。</li> <li>・一関市国際交流協会が外国人相談窓口を設置（市の補助金支援あり）。相談件数は年間 20 件程度。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員が日本語を話せない外国人市民等と円滑にコミュニケーションを取るため、スマートフォンの汎用アプリ（Google 翻訳など）を活用することとして、市では</li> </ul> <p>①汎用アプリを使ってコミュニケーションを図りますの表示（表示は文字ではなくジェスチャーマーク）する。</p> <p>②外国語を話せない職員に対し、スマホアプリを使えばコミュニケーションが図れることのマインド育成をする。</p> <p>※スマホを持っていない外国人も筆談もしくは既設タブレットやパソコンで対応可能。（市長公室）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国在留管理庁が実施する「行政窓口を対象とした電話による通訳支援（17 言語対応）事業」により、令和 5 年度に市のすべての窓口で通訳を介した対応を可能とした。（まちづくり推進部）</li> <li>・ビザ関係の相談は、市では対応できないので、出入国在留管理庁に外国人在留総合インフォメーションセンターを案内できるように市ホームページに掲載した。（外国人市民等支援本部）</li> </ul>
		<p>⑫ 市役所、病院での会話（市役所、病院、学校の通訳、翻訳サービス）に関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入転出などの手続きの際は通訳が同行することが多いため、窓口において外国語での説明は行っていない。</li> <li>・保健センターの窓口、健診会場等では、市職員がやさしい日本語または翻訳アプリで対応している。</li> <li>・母子健康手帳交付の際、希望者には外国語併記のものを交付している。</li> <li>・学校現場では、児童生徒本人、保護者の実態に合わせた会話に苦心している。また、ポケトークという翻訳機械を用いたりしてコミュニケーションの支援を行っている。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所内については前掲したとおり。</li> </ul>

		<p>・令和6年度に市内のサービス業、小売業の事業所への国際化推進員の派遣事業を創設し、事業者の国際化を普及、推進を図る。 (商工労働部、市長公室)</p>
(4)	多文化共生の推進	<p>⑬ 外国人に対する差別や偏見に関すること。 ⑭ 地域との交流（母国文化の紹介）に関すること</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課からの回答には、差別や偏見に関するものはなかった。</li> <li>・外国人技能実習機構が実施した技能実習生のアンケート調査によると、「日本人から精神的に嫌がらせを受けた」が7.8%、「日本人から殴られた、暴力を受けた」が0.8%であった。</li> <li>・年に1～2度、市民を対象に多文化共生に関するワークショップや講演会等を行っている。</li> <li>・そのほか、一関市国際交流協会においても多文化共生イベント等を通じて相互の交流、文化の紹介などを行っている。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市主催にて多文化共生に関するワークショップや講演会等を実施するほか、一関市国際交流協会や、一関市国際交流活動支援補助金を活用して市民団体が実施する多文化共生イベント等を通じて相互の交流、文化の紹介などを行う。(まちづくり推進部)</li> <li>・外国人技能実習機構では、技能実習SOS・緊急相談専用窓口を多言語のフリーダイヤルを設置していることから、市ホームページで周知した。また、同機構の仙台事務所では通訳人（ベトナム語）による相談窓口が開設されていることから同様に周知した。(商工労働部)</li> </ul>
(5)	その他外国人市民等の支援に関すること	<p>⑮ 労働環境（勤務労働条件と実際の労働）相談に関すること ⑯ 税や社会保険料の控除の説明に関すること。 ⑰ 母国の大使館との連絡調整に関すること。</p> <p><b>【現状・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民等に特化した労働環境相談、税や社会保険料の控除、大使館との連絡調整は対応していない。</li> <li>・技能実習生は、日本における一般的な労働や税制度について来日した際に研修で学んでいる。</li> <li>・各国の行政機構は日本の制度とは、相当違っていることから、外国人市民等が母国の大使館に直接連絡が取れるとは限らない。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が所管していない国の事務や他の機関の事務の担当官庁は、外国人市民等にとってわかりにくいと思われることから、市ホームページに困りごとの相談先をリンクし案内しやすくした。(外国人市民等支援本部事務局)</li> <li>・外国人技能実習機構では、労働条件、賃金不払い、ハラスメント、税金や途中帰国などのほか、大使館への取次を含め広範な相談を多言語のフリーダイヤルで受付していることから、案内できるようにした。(外国人市民等支援本部事務局)</li> <li>・市役所は、外国人市民等にとっていちばん身近な役所であることから、市職員が積極的に相談に応じるスキルの習得のほか、DX推進、スマホ社会への対応、AI技術を利用して利便性が高く、効率性に優れたサービスを提供していく。(外国人市民等支援本部事務局)</li> </ul>
--	--	---